



佐賀県 弁護士会便り

第098号

R1/9/6
臨時発行

佐賀県では、本年8月27日からの記録的豪雨により、各地で大規模浸水、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生しました。

佐賀県弁護士会は、引き続きの警戒が必要なことを注意喚起するとともに、これらの災害により被害を受けた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。



豪雨により被災された皆様、まずは各市町村より、

りさいしょうめいしょ ひさいしょうめいしょ
罹災証明書・被災証明書の発行を受けましょう！

罹災証明書：住宅などの損壊の程度について各市町村が発行する証明書

被災証明書：住宅以外の損壊の程度について各市町村が発行する証明書

※ 証明する内容は各市町村によって異なる場合があります
※ 「被害証明書」と呼ばれる場合もあります。

⇒公的支援や各種補助・負担減免などの制度を利用する際に必要とされることが多いので、まずはこれらの発行を受けておきましょう。



- ⇒申請には損壊状況を証明するものが必要となるので、安全を確保しつつ、可能な限り対象物の内部や外部の写真を多く残しておくことが望ましいです。
- ⇒写真としてプリントしなくても、撮影した携帯電話などをそのまま窓口を持参するのでOKな場合がほとんどです。
- ⇒詳しくは各市町村にお問い合わせください。

豪雨災害に関する無料相談

9月3日から当面の間、豪雨災害に関する面談相談は無料といたします（詳細はHP参照）

要予約 → 【佐賀・鳥栖・武雄】TEL 0952 - 24 - 3411 / 【唐津】TEL 0955 - 73 - 2985

9月10日から30日まで、豪雨災害に関する電話無料相談も実施（詳細はHP参照）

月・木・土曜は 13:00~15:30, 火・水・金曜は 17:30~19:30 **TEL 0952 - 37 - 1551**



佐賀県弁護士会は、災害対策本部を設置しました。

また、佐賀県市長会と災害時における連携協力に関する協定を締結しており、佐賀県とも、当会が加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会が大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を締結しております。

佐賀県弁護士会は、これら協定に基づいて自治体と連携し、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会及び全国の弁護士会のご協力も仰いで、会をあげて被害を受けた方々の支援に取り組み、被災地域の復旧・復興に助力します。